

労務相談室 第6回



特定社会保険労務士 **大倉 昭治** (あらた経営労務事務所)

所属 愛知県社会保険労務士会
労働問題研究会 (アイチ工業ネットワーク)
(財) 21世紀職業財団 ポジティブ・アクション導入コンサルタント
企業勤務経験を活かした労務管理を得意分野とする。

※個別のご相談は、中川法人会事務局を通して照会いただければ丁寧に回答させていただきます。

高齢者の雇用で受給できる助成金

助成金シリーズ第6弾。今回は、高齢者の雇用で受給できる助成金のうち代表的な、

1. 特定就職困難者雇用開発助成金と 2. 高齢者雇用開発特別奨励金を紹介します。

1

特定就職困難者雇用開発助成金

高齢者(60歳以上65歳未満)等の就職が特に困難な方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成するものです。

助成内容

下記の求職者を、ハローワーク等(※1)の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れた場合(※2)、下記の表に掲げる額が支給されます。

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※2 助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実な場合に限りです。

【短時間労働者(※3)以外】

| 対象者(※4) | 支給額 | 助成対象期間 | 支給対象期(※5)(6か月)ごとの支給額 |
|-----------------|----------|--------|---------------------------|
| 高齢者(60歳以上65歳未満) | 50(90)万円 | 1年 | 第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円 |

【短時間労働者】

| 対象者(※4) | 支給額 | 助成対象期間 | 支給対象期(※5)(6か月)ごとの支給額 |
|-----------------|----------|--------|---------------------------|
| 高齢者(60歳以上65歳未満) | 30(60)万円 | 1年 | 第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円 |

()内は中小企業事業主に対する支給額

※3 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を指します。

※4 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限りです。

※5 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期といいます。

2

高齢者雇用開発特別奨励金

高齢者(65歳以上の方)をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成するものです。

助成内容

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者(※1)を、ハローワーク等(※2)の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた場合(※3)、下表に掲げる額が支給されます。

※1 以下の要件を満たす者に限りです。

①雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者

②雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者

③雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

※2 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※3 1年以上継続して雇用する事が確実な場合に限りです。

| 一週間の所定労働時間 | 支給額 | 支給対象期(6か月)ごとの支給額 |
|--------------|----------|---------------------------|
| 30時間以上 | 50(90)万円 | 第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円 |
| 20時間以上30時間未満 | 30(60)万円 | 第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円 |

()内は中小企業事業主に対する支給額

○以下は、1・2の助成金共通事項です。

受給手続き

○対象労働者を雇い入れた後、支給対象期(6か月)ごとに、2回に分けて支給されます。

○支給を受けるには、支給対象期(6か月)ごとに、支給申請書等の必要書類を労働局またはハローワークに提出する必要があります。支給申請期限は、各支給対象期後1か月以内です。

利用にあたっての注意点

○ハローワーク等の紹介を受けた日において雇用保険の被保険者である等失業等の状態にない者を雇い入れた場合は、支給対象となりません。(特定就職困難者雇用開発助成金の場合のみ)

○対象者が雇い入れ日の前日から過去3年間に働いたことのある事業所(出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修を含む)に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。

○ハローワーク等の紹介日以前に雇用の内定があった対象者を雇い入れる場合は、支給対象となりません。

○対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合(離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く)、助成金は支給されません。

○第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます(ただし、第1回目分は支給されません)。

○この他にも支給の要件がありますので労働局またはハローワークへお尋ね下さい。